

ナジャフコリー・ハーン家のトユール

——一九世紀イラン土地制度の実相

阿部 尚史

はじめに

筆者はこれまで、一八世紀から二〇世紀初頭のイランのアゼルバイジャン地方中心都市タブリーズに影響力を有していたナジャフコリー・ハーン家が財産（特に不動産）を直系子孫に安定的に移転するための仕組みを考察し、家の内部における財産の相伝、財産内容の変容を明らかにした。^①そこで本稿においては、この家族の財産所有の実態を、外的要因との関連性、具体的にはトユールという土地制度との関係から分析することとした。

従来、イランの在地有力者・名家研究における中心的な議論の一つは、中央権力との関係の解明にあった。彼らと中央政権との権力関係の変化や政権への参入、また官職の叙任などについては既に様々な見解が示されているものの、中央政権との社会的な関係に関しては、ヴェルナーによる考察を除けば、十分な成果を得ていない。^{②③}そこで、本稿では、カージャール朝期（一七九六～一九二五年）を代表する土地制度であり、政権からの経済的恩恵の下賜として知られるトユールが、ナジャフコリー・ハーン家の不動産所有とどのような関係を持ち、財産経営にいかなる影響を与えたのかを考察する。特に、ナジャフコリー・ハーン家の第四代家長ナジャフコリー・ハーン2世（以下では通称のボユク・ハーンと記

1 ナジャフコリー・ハーン家のトユール

す)の活動期、すなわち一八二〇年代後半から一八五〇年頃までを中心に扱う。

トユール制度は、イラン立憲革命期(一九〇五―一九一一年)に開催された一九〇七年の第一議会において最初に廃止された⁽⁴⁾。恐らく、当時の立憲派の認識においては、この制度は旧弊の象徴であったのであろう。トユール制度は、中世のムスリム社会(エジプト、シリア、イラクなど)で一定の広がりをもって実践された、軍人への徴税権の授与を核とするイクター制の近世以降のイランにおける後継といふべきもので、オスマン帝国のティマール制などとも類似している。イクター制やティマール制に関する研究は日本語においても大きな蓄積がある⁽⁵⁾。一方で、トユール制度は、カージヤール朝土制度の代表であるにもかかわらず世界的に見ても意外に研究蓄積に乏しい。現時点でも、ラムトンの一連の研究が標準的な理解となっている⁽⁶⁾。まずカージヤール朝期のトユール制度に関する既往の研究の成果を簡潔に概観しておきたい。

シーア派のサファヴィー朝成立(一五〇一年)以降、イランにおいてはオスマン帝国やマムルーク朝などに見られた国家土地所有という建前がとられず、事実上、個人による不動産所有(農地も含む)が一般的であった⁽⁷⁾。したがって、主として私有地に、場合によっては王領地やワクフ地に対してもトユールが設定されることになった。ラムトンによれば、カージヤール朝下においてトユールとは様々な下賜を包括して総称された。そこで一般的なトユールは、ある土地の税収の下賜であり、免税特権(imunities)や司法権の付与を伴うことも伴わないこともあり、また世襲化する傾向もあった⁽⁸⁾。また拡大して、そうした特権を下賜された土地そのものも指すこともありうるという⁽⁹⁾。彼女は具体的な事例として、ヌールディーンというインド出身の商人に対するトユール下賜とその後の展開を考察して、王朝・行政府とトユール保有者の関係を描写した⁽¹⁰⁾。この事例によれば、トユールの下賜は完全に恩寵に基づき、実際の義務を対価としているわけではなく、名目的に王朝の繁栄祈願を求めのみであった⁽¹¹⁾(つまりイクター制から想定される軍務奉仕に対する俸給に限らない)。

その後ヴェルナーが、中央政権による法学者に対する経済的な恩恵供与を論じる際に、ラムトンの見解を下敷きにト

ユールにも論及している⁽¹²⁾。彼によると、トユールは既に所有している土地に対して下賜されることが多く、事実上の免税特権で、給付金や俸給の代わりに与えられるという⁽¹³⁾。つまり、ヴェルナーは、ラムトンによるある意味大まかな「税収の下賜」という定義のうち、所有している土地に対する事実上の免税特権としての機能を重要視しているのである。

ラムトンやヴェルナーによる事例研究は貴重な示唆を多く含むものの、政府に直接仕えていない者を対象としているため、この問題を論じるためにはさらに別の事例を必要とする。つまり政府に任せ、俸給の代わりに下賜される一般的なトユールを分析する必要がある。またラムトンは、幅広い情報からトユールの多様な性質を説明しているが、ヨーロッパ人の旅行記・報告書の記述をやや単純化して説明するなど、個々の史料批判が不十分な箇所も見受けられ、より丁寧な検証が必要な部分もある⁽¹⁴⁾。既往の研究をみる限り、トユール制度についてはラムトンが概観を提示したのちの考察の進展が少なく、制度運用が在地社会や保有者に与えた影響については、さらなる検討の余地がある⁽¹⁵⁾。そのなかでも本稿では、トユールの継続性、つまりトユールと王朝君主の代替わりとの関係、および保有者の世襲に着目する⁽¹⁶⁾。こうした論点は、筆者がこれまで論じてきたナジャフコリー・ハーン家の財産の存続とも重要な関連性がある。そこで具体的には、ポユク・ハーンの時代（一八二〇年代後半から一八五〇年頃）を中心にその息子のファトフアリー・ハーン（以下、ファトフアリー二世世⁽¹⁷⁾）活動初期も含めて、ナジャフコリー・ハーン家に下されたトユールや俸給に関する複数の勅令や命令書等（全部で一八通）を分析し、この家を下賜されたトユールの性格の変遷と対象となる私有地との関係を明らかにしたい。一連の文書を「税収下賜関連文書」と呼ぶ。稿末にこの一覧表（表一）を掲載した⁽¹⁸⁾。

ポユク・ハーンが活躍した時代は、カージャール朝第二代君主ファトフアリー・シャー（在位一七九七〜一八三四年）治世の後期から第四代君主のナーセロッディーン・シャー（在位一八四八〜一八九六年）治世の初期にあたり、カージャール朝政権が確立した時期に一致する。また当該の時代に、「トユール」という土地制度が成熟したと推定される⁽¹⁹⁾。こうした時代背景に加えて、政治的な活躍は顕著ではなかった第三代家長ファトフアリー・ベグを経て、ナジャフコ

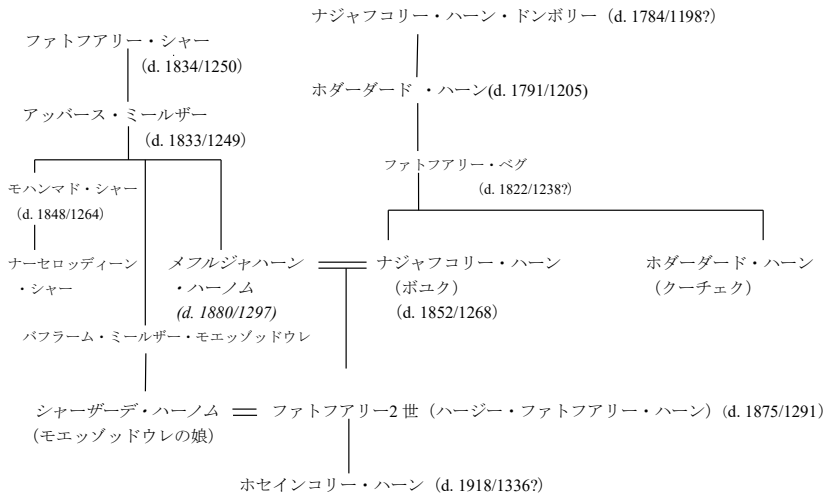
リー・ハーン家が政治的な影響力を再び獲得した時期にも当たると。本稿で扱う命令書・勅令のいくつかには、俸給・給付金などの経済的恩恵の財源や分配などを、スイヤーク体と呼ばれる財務数字を用いて算出し記入している箇所が存在する。本稿ではとりあえず、この箇所を「内訳」と呼ぶことにしたい。この内訳の分析が、本稿の眼目の一つである。なおイスラームにおいて伝統的な税目であり、国家による土地所有を前提としたるハラージュ（地租）⁽²²⁾は、サファヴィー朝以降のイランにおいてはほぼ見られず、⁽²¹⁾税一般を意味する *mal'iyat* のほか、*motavajjihat*（地税？）、*saderiyat*（通行税？／臨時税？）、*rosunat*（雑税？）、*vojuh*、*manal* など多様な税が存在していた。⁽²³⁾

第一章 ナジャフコリー・ハーン家に対する税収下賜の変遷

本章では、中央政権からナジャフコリー・ハーン家に対して供与された経済的恩恵を、ボユク・ハーンの時代を中心に考察する。ラムトンは前記のインド商人ヌールッディーンの事例研究で、トユールという語が実際に現れるのは第三代君主のモハンマド・シャー期（一八三四～一八四八年）からと述べている。⁽²⁴⁾ もちろんそれ以前にもトユール下賜の事例は確認できるが、⁽²⁵⁾ナジャフコリー・ハーン家についていえば、モハンマド・シャー期以前にはトユールの下賜は見られない。筆者が入手した文書のうち「トユール」の語がみられるのは、モハンマド・シャー即位後の一八三六年1月／二月（一八五一年シャッヴァール月）に発給された勅令の控が最初である（後述）。そこでまず、モハンマド・シャー期以前における中央政権からナジャフコリー・ハーン家に下賜された経済的恩恵の具体例を紹介し、次にモハンマド・シャー期初頭に作成された上記の勅令控（以下、一二五一年勅令控）の内容と比較しよう。

第一節「トユール」以前の税収の下賜…モハンマド・シャー期以前

ナジャフコリー・ハーン・ドンボリーとその子孫の系図（斜体は女性）



議論の手がかりとして、モハンマド・シャー期以前における、カール朝の中央政府からボユク・ハーン（ナジャフコリー・ハーン家）への経済的恩恵供与の実例として、一八三〇年四／五月（一二四五年ズイーカアデ月）付のカフラマーン・ミールザの命令書²⁷⁾を取り上げる。この命令書（以下、一二四五年命令書）において、ボユクに対する給付金（moqarrat）の下賜が定められている。文書のなかで関係する箇所を抜き出して引用しよう（尊敬表現等の訳出は最低限にとどめ、一部省略した）。

「皇太子でありアゼルバイジャン総督のアッバース・ミールザ」殿下の命令にもとづき、一五〇〇トマンは、その御方「ボユク・ハーン」およびその縁者（mansuban）の給付金（moqarrat）であり、以下示すとおりに「文書中に内訳あり」、その御方自身の私有地、および別の命令書（arqam）で定めていた他の場所の地税（motavajehi）がその御方に取得されねばならない。その御方は、まさにこの従うべき命令書（raqam）にもとづき、今年寅年、自身の私有地の地税（motavajehi-ye anlak-e khod）を、自身および縁者の給付金として徴収するようにと定められた。「後略」この命令書のなかで、ボユクの給付金の税源として、彼が所有する私有地の地税（motavajehi）のみでなく他の場所の地税も当てられて

いる。一五〇〇トマンの内訳を見ると、彼の「他の場所の地税」の数値は不完全であり、合計しても定められた額（一五〇〇トマン）にならない。⁽²⁸⁾一方で彼の私有地からの地税額は、六九一トマンと記されており、約束されている給付金の総額の半分にも満たない。私有地からの地税額の内訳は以下の通りである。

アルヴァナク地方の村々四一〇トマン　アルカランディース村一〇〇トマン
バドゥースターン地方八一トマン

この給付金は、「ある土地からの税収の下賜」であり、まさにラムトンの説明にあった「トユール」に該当するように思われるが、文書には「給付金 (moqarrat)」としか記されない。それでは次に、トユールという語が実際に現れる文書を見てみよう。

第二節 トユールと俸給

上で述べた通り、ナジャフコリー・ハーン家に対して下された文書のうち、トユールまたはトユール対象地に当たる語が初出するのは、一八三六年一／二月（一二五一年シャヴヴァール月）付で発給された勅令の控である。⁽²⁹⁾この一二五一年勅令控は、ボユクへの俸給 (navajeb) とその妻メフルジャハーン・ハーンノム（アツバース・ミールザの娘でモハンマド・シャアの妹）への給付金を定める内容である。俸給の税源の詳細も、本文の後にスイヤークを用いて具体的に記されている。ただし筆者の読みでは計算が合わないので問題を抱えているが、以下、現時点で可能な訳を提示し、分析したい。まずどのような文脈でトユールという語が用いられているのかを把握し、その次に、税収下賜の対象となっている土地の内実を見ていきたい。注目すべき箇所には傍線を引いた。

未年

アゼルバイジャン、給付金 (moqarrat)、手当 (vazife)、[?]、俸給 (navajeb)

一二五一年シャツヴァール月付勅令。ナジャフコリー・ハーン・ドンボリー閣下「IIボユク・ハーン」は、父祖代々奉仕者の一人である。アゼルバイジャン地方の他のハーン裔に比して、この御方は献身と誠実さにおいて、抜きんできた格別な地位を得ている。この御方に対する多大なる恩寵にもとづき、今年末年より現金四〇〇タブリーズ・トマンを、これまで四〇〇トマンであった旧来の俸給 (mavajeb) に加増するので、その額を、下記のトユールが授与された自身の私有地の地税 (motavajehat-e amlak-e arabiyeh toyuliyeh khod) から毎年取得し、自身の費用に充て、勤めに邁進されたし。詳述した私有地の政庁への地税の残額を、ご自身の妻である親切なるわが妹への給付金 (moqarrari) として支払われたし。高貴なる眼の光であるナーセロッディーン・ミールザーはこの命令に従って遂行し、必ずや毎年八〇〇トマンを俸給に代えてかの御方のために定め、下記の私有地に対する政庁への地税をかの御方のトユールとして勘定し、その私有地の政庁への税 (ma) の残額を彼の妻であるわが妹への給付金として充てられたし。

(内訳次頁掲載)

それでは、以下において当該の一二五一年勅令控と先に検討した一二四五年命令書 (税取下賜関連文書1、カフラマーン・ミールザーの命令書) を比較して、行政用語の用法の違いを考えてみたい。なお、両文書の文脈に鑑みて、「ナジャフコリー・ハーンと彼の縁者」の縁者 (mansuban) とは、彼の妻 (motavajehat) メフルジャハーンを指している可能性を指摘しておきたい。

最初に、俸給と給付金という語の用法の差異に着目しよう。一二四五年命令書は、ボユクに下賜されていた経済的恩恵を、まとめて「給付金 (moqarrari)」と記すだけであるが、一二五一年勅令控では、「俸給 (mavajeb)」という語が「給付金」とは別に現れている。

次に、トユールについてみてみよう。一二五一年勅令控では、「トユールが授与された自身の私有地の地税

1251 年勅令控の内訳

現金	現物		
1201 トマン	穀物 103 ハルヴァール	薬 68 ハルヴァール	
アルヴァナク地方の私有地： スイス、コンドル、アミールザカリヤ、ダル ヴィーシュバッカー、アリーアクバル枝村、ゼ ナーブ、ベイゴムジャハーンハーノム、マレクザ ーデ枝村、アハル、その他 ？		バドゥースターン地方の私有地： ビールヴェルディー、アブドルジャッパール、ジ ーク枝村、シャーサヴァールー	
410 トマン	現金 119 トマン	現物 35 ハルヴァール	
ヴァイダフル地方のエスフェンジャー村 220 トマン		ルードカート地方のアマンド村半分 現金と現物で：129 トマン	
カラーモルク枝村の私有地の税		ウージャー地方のオグラーバード村	
現金 90 トマン	現物 穀物 20 ハルヴァール 薬 20 ハルヴァール	現金 90 トマン	現物 穀物 8 ハルヴァール 薬 8 ハルヴァール
差し引く			
現金 170 トマン	現物 穀物 30 ハルヴァール 薬 30 ハルヴァール		
アマンド村 現金分につき 10 トマン	穀物 30 ハルヴァール キャラバンサライ 10 分の 2 につき 20 トマン	オグラーバード 現金 20 トマ ン	現物 穀物 17 ハル ヴァール 薬 17 ハル ヴァール
			カラーモルク枝村 穀物 3 ハルヴァール 薬 3 ハルヴァール

(motavajjehā-e amlāk-e arbābī-ye toyūlī-ye khod) という文言がある。アルバービー (arbābī) は「所有者たること」から転じて「(自身が)保有する」と解釈し(後述)、訳出の便宜上から本稿では「自身の」と表記した(後述)。二番目の傍線部箇所に見られる「トユール」を解釈しよう。「下記の私有地に対する政庁への地税をかの御方のトユールとして勘定し」という一文は、まさにトユールが税収の下賜であることを明示している。その一文に続く「その私有地の政庁への税の残額を彼の妻

であるわが妹への給付金として充てられたし」によれば、トユールの対象となっている税額は、私有地の税込全額ではないことを示唆している。

以下ではトユールの対象となっているボユクの私有地の詳細を見てみよう。前述の通り計算が合わないのが難点であるが、ここで挙げられているアルヴァナク地方（タブリーズの西）の村とバドゥースターン地方（タブリーズの東）の村はいずれも、ボユクが保有する農村であったことを示しておきたい。拙著で取り上げたボユクと弟クーチエクによる財産分割（一八三七／一二五三年）の結果を参照すると、一二五一年勅令控で「トユールが授与された自身の私有地」とされているスィース、アミールザカリヤー、ベイゴムジャハーンハーンム（／ベイグジェハーンム）村、マレクザーデ枝村（ここまでアルヴァナク地方）、ビールヴェルデー、ジーク、シャーサヴァールル村（バドゥースターン地方）およびエスフェンジャー、カラーモルク村は、ボユクの所有下に入った。また、アブドルジャッパール村は、一八三六年一／二月の時点では、弟クーチエクとの共有財産で、ボユクが実質的な管理を担っていた、すなわち保有していた。この点から、「アルバービー」を所有に限定せず（自身が）保有する」と解釈するのが妥当であることが再確認できる。（「所有する」としないのは法的な所有ではない実質的な管理や占有も含むためである³⁰）。なお注意すべきは、ボユクの私有地全てがトユール対象とされたわけではない点である。彼の私有地の一部にトユールが設定されていたに過ぎないのである。

私有地の税込額の推移にも注意を払う必要がある。一二四五年命令書の内訳には「アルヴァナク地方の村々四一〇トマン」という記述がある。一二五一年勅令控でも、「トユールが授与された自身の私有地」に含まれるアルヴァナク地方の村々の税込（地税）は四一〇トマンである。これは偶然の一致とは見なしえない。すなわち、一二四五年命令書では「その御方自身の私有地」と記されていたものが、一二五一年勅令控では「トユールが授与された自身の私有地」という語に書き換えられたのである。トユールという語がインド商人ヌールッディーンの事例においては、モハンマド・シャールから用いられるようになったというラムトンの指摘は、本事例とも一致する。

筆者が入手したナジャフコリー・ハーン家に関わる文書に基づくなら、「給付金」と一括されていた中央政権からの経済的恩恵の供与が、「俸給」と「給付金」に類別されるようになった時期と、税収下賜の対象地をトゥールと呼び始めた時期は一致している。ここから、ファトフアリー・シャー期末期からモハンマド・シャー期におけるカージャール朝の土地行政の発展・展開を看取できる。

第二章 下賜者・受給者の世代交代と俸給・トゥールへの影響

本章では俸給・給付金が、下賜者である君主の代替わりと受給者の世代交代という環境の変化に伴い、いかなる影響を受けたのか検証する。

第一節 君主交代時におけるトゥール・俸給の再下賜

カージャール朝君主の即位後には、「トゥールの更新」という意向のもとに勅令、命令書が発給されていたことがうかがえる。税収下賜関連文書2（一二五一年勅令控）は、モハンマド・シャー即位後にボユクの俸給・給付金として発給された最初の勅令である可能性が高く、また文書16は、ナーセロッディーン・シャー即位後にボユクのトゥールに関して発給された最初の勅令と推測される。ここでは、前後の情報がより充実している税収下賜関連文書16を通じて、トゥールの再下賜を検討してみたい。

税収下賜関連文書16では、大意としては、「ボユクの父祖代々に亘る長年の奉仕と忠勤に鑑みて恩寵を施すことにしたので、俸給の代わりに私有地の税を徴収し取得するように」と指示している。文面を解釈すると、俸給・給付金としての税収の下賜であるトゥールは原則としては君主個人の恩寵によるため、当該君主が死去した後に後継君主が再度下賜しな

ければ失効することが分かる。つまり理念上、トユール下賜には継続が保証されているわけではないのである。さらにボユクの事例を見ると、単純な「更新」とみなすことに躊躇される点もある。その理由を税収下賜関連文書14と16の内訳の比較から簡単に説明しよう。

税収下賜関連文書14、16の内訳を比較すると、両者にはいくつかの差異が見出される。ボユクに対して与えられたトユールの性格が変化した点も確認できる（これについては後述）。第一に注目すべきは、額の変化である。端的に言えば、モハンマド・シャー治世の最末期に発給された税収下賜関連文書14（一八四八年三／四月付）において下賜された俸給額の方が、ナーセロツディーン・シャー期の最初に発給された税収下賜関連文書16（一八四九年三／四月付）の俸給額より高い。税収下賜関連文書14では、ボユクは現金三五〇〇トマンと穀物・藁それぞれ一一五ハルヴァール（一ハルヴァールは約二九七キログラム）を受領することになっていた。³²これに対して、税収下賜関連文書16においては、妻と二人合わせて現金二九五〇トマンのみとなっている。³³両者の差異はおよそ現金五五〇トマンと現物の穀物・藁各一一五ハルヴァールである。税収下賜関連文書16の内訳をみると、穀物一ハルヴァールにつき二トマン、藁一ハルヴァールにつき五〇〇〇ディーナールと換算されているので、それを上記の現物の値に当てはめると、二八七トマン五〇〇〇ディーナール相当となる。現金の五五〇トマンと合算すると八三七トマン五〇〇〇ディーナールとなる。この額は、税収下賜関連文書10でボユクのトユールの残額から支給されると定められていたファトファアリー2世の俸給に概ね該当する（税収下賜関連文書10では九五四トマン五三二五ディーナール）。この点に着目するなら、ナーセロツディーン・シャー即位直後には、（モハンマド・シャー期には定められていた）ファトファアリー2世の俸給が更新されなかった事態や、また少なくとも再下賜に時間を要した可能性が推測される。

また、税収を構成する個々の物件にも変化がみられる。細かい物件名には踏み込まないが、注目すべき点としては、税収下賜関連文書14にはタブリーズ市内の商業施設・同業者組合の税収が計上され、二三五〇トマン二五〇〇ディーナール

に上っていた。これが、税収下賜関連文書16においては、一切見られなくなっているのである。

そこで過去の代替わりに目を向けてみると、ファトフアリー・シャー期後半の一二四五年命令書（税収下賜関連文書1）においては一五〇〇トマンの給付金がボユクに下賜されていたのに、モハンマド・シャー即位後の一二五一年勅令控においては大幅に減額されていた。モハンマド・シャー期からナーセロツディーン・シャー期にかけての変化を敷衍すると、モハンマド・シャー即位後におけるボユクの俸給額の減少も、君主の交代後の俸給再下賜の影響を受けたものだったと解釈できるだろう。

第二節 俸給・トユールの世襲

一八五二年頃にボユクが死去し、ファトフアリー2世が後を継いだ。これに際して、「トユール・俸給の世襲」が発生している。しかし、後継者ファトフアリー2世が亡父の俸給・トユール全額をそのまま継承できたわけではない。ボユクは生前二五〇〇トマンの俸給をトユールとして得ていたのに対し、税収下賜関連文書17においてファトフアリー2世の俸給は一五〇〇トマンと定められた。二五〇〇トマンから一五〇〇トマンでさえ大幅な減額である。もしナーセロツディーン・シャー即位後に、俸給（およそ八〇〇／九〇〇トマン）がファトフアリー2世に再度下賜されていたなら、一家全体は三〇〇〇トマン以上得ていたことになり、ファトフアリー2世相続後の一五〇〇トマンはナジャフコリー・ハーン家全体で考えると大幅な減額とみなしうる。モハンマド・シャー期からナーセロツディーン・シャー期初頭にかけての期間においては、少なくともこのナジャフコリー・ハーン家の事例については、俸給・トユールの世襲は部分的に行われたに過ぎなかった可能性が高いのである。³⁴これはあくまでも「金額」の変化である。これとは別に、具体的な俸給対象地の内容がいかに変化したのか、詳しく調べる必要がある。

第二章 ナジャフコリー・ハーン家に下賜されたトユールの変化

第一節 ボユク・ハーンの俸給（・給付金）の変化とトユール対象地の変遷

ここまで、一八通の税収下賜関連文書をもとに、ナーセロツディーン・シャー治世初期に至る俸給・給付金下賜と君主交代・世襲との相関関係を概観した。以下においては、ナジャフコリー・ハーン家の俸給・トユールの変遷と、設定されている税源の推移、さらにはその性格の変容を追跡したい。

これまで見てきた一八通の税収下賜関連文書のうち、ボユクの俸給を伝える文書は九通あり、彼の死後、ファトフアリ―2世の俸給を伝える文書は二通存在する（税収下賜関連文書10は除いた）。俸給の変化を以下に表にした（表2…俸給変遷）。これをもとにして、俸給・給付金額とトユール・税収下賜対象地の関係を考えてみたい。

俸給の推移を見ると、君主の代替わり際に際して俸給・給付金が減額している。それとは別に、モハンマド・シャー期において、一二五一年の勅令（控）が発給される以前は、俸給は四〇〇トマンであったとされるが、その後短期間のうちに増加している。特に、税収下賜関連文書5が発給された一八三九年に、ボユクの俸給は大幅に増額している。この時、俸給内容にどのような変化が発生したのだろうか。当該の税収下賜関連文書5には内訳がないため検討できないが、それからほぼ一年後に発給された税収下賜関連文書6、9に記された内訳は、俸給増加を反映しているはずである。そこで、まずこの二通の本文中において、俸給・給付金として与えられる税収に関する記述が、それ以前と比べてどう変化したか調べてみよう。以下において、税収下賜関連文書1、2、3と文書6、9の税に関する表現を比較してみよう（表1参照）。

（税収下賜関連文書1）

「自身の私有地の地税（motavajjih-ye amlak-e khod）を、自身および縁者の給付金として徴収するように」

（税収下賜関連文書2）

(表2) ボユク・ハーンとファトフアリー2世の俸給の変遷

税込下賜 関連文書 番号	発給日付	文書本文に見られる俸給額	追記事項	内訳に見られる額、内訳の記述
文書1	1245. Zī qa' de (1830.4/5)	1500トマン (妻の給付金も 含む)	給付金と呼ばれる	内訳に未記載が部分あり
文書2	1251. Shavvāl (1836.1/2)	800トマン+妻の給付金	400トマンを増	内訳を計算した結果、現金1031トマン 現物 穀物73ハルヴァール藁34ハルヴァール となる
文書3	1252. Rabī I (1836.6/7)	800トマン+妻の給付金	文書2の確認	現金1067トマン8750ディーナールと現物 穀物96ハルヴァール62マン藁60ハル ヴァール50マン
文書4	1252. Rabī II (1836.7/8)	1000トマン	200トマンを増	内訳なし
文書5	1254. Rabī II (1838.6/7)	2000トマン	1000トマン増	内訳なし
文書6	1255. Jomādī I (1839.7/8)	2500トマン	500トマン増	2500トマンのうち約1909トマンをトユール として受領。約591トマンをアルヴァナク の税込から受領せよ
文書9	1255. Zī bejje (1840.2/3)	2500トマン	文書6の確認	1956トマン4500ディーナールを村々 (ト ユール対象) の地税から、543トマン5500 ディーナールをシャベスタルとタスー ジュ (いずれもアルヴァナク地方) の税 から受領せよ
文書14	1264. Rabī II (1848.3/4)	内訳に示される		現金3500トマン、現物 穀物115ハル ヴァール藁115ハルヴァール。妻メフル ジャハーンの給付金と息子ファトフア リー2世の俸給も含む
文書16	1265. Jomādī I (1849.3/4)	内訳に示される	トユールの再下賜	2950トマン。妻メフルジャハーン分も含 む
(以下ファトフアリー2世)				
文書17	1268. Jomādī I (1852.2/3)	1500トマン	トユールの継承	雑税 (rosūmāt) を差し引いて1320トマン
文書18	1269. Jomādī I (1853.2/3)	内訳に示される		現金1946トマンと現物 穀物52トマン7マ ン20スィール、藁37ハルヴァール92マン (母メフルジャハーンへの給付金616トマ ン含む)

「(加増した俸給の総額を) 下記のトユールが授与
された自身の私有地の地税 (motavajjehāt-e amlak-e
arbābī-ye toyūrī-ye khod) から毎年取得し」

(税込下賜関連文書3)

「その御方「ボユク」の俸給を下記の彼の私有
地に対する政庁の地税 (motavajjehāt-e divānī-ye
amlak-e m) から勘定し執行し、その残額を彼の妻へ
の給付金として充て、費用に充てるように」

(税込下賜関連文書6)

「その御方「ボユク」は (俸給額) 二五〇〇ト
マンを「内訳に」示しているように、正税・付加税
につきアゼルバイジャンの税収から取得し、「中
略」アゼルバイジャン総督であるカフラマーン・
ミールザーは前記の俸給総額を、詳述した村々と
アルヴァナクの税 (mal'yāt-e dehāt-e mofāssale va
Arvanag) から前記の御方に送付し、費用に充てる
ように命令せよ」

(税込下賜関連文書9)

「(加増した俸給総額を) 詳述した村々の地税とア

ルヴァナク地方の税 (motavajjehāt-e-dehāt-e-mofāssale va mālyāt-e-mahāl-e-Arvanāq) から取得¹⁾」

以上の引用によれば、税収下賜関連文書1、2、3では、俸給(給付金)は、自身の私有地に対する地税から取得する仕組みになっていたことを素直に読み取れる。それに対して、税収下賜関連文書6(の後半部分)と税収下賜関連文書9では、やや分かりにくい表現の羅列になっている。そこで、文書の内訳部分を分析することによってより妥当な解釈を導き出したい。

税収下賜関連文書6、9の内訳を分析すると、自身の私有地であるトゥール対象地から自ら取得する税収が「詳述した村々の地税」であり、私有地以外から取得する税収が「アルヴァナク「地方」の税」に該当することが分かる(ただし文書6はほかの地方総督発給文書と異なり motavajjehāt と mālyāt を別記していない。君主の勅令なので、この点は大まかに記されているとみられる)。特に、税収下賜関連文書6に見られる、「前記の御方に送付し」という表現は、ボユク自身が徴収するのではなく、地方行政から税額分を与えられていたことを示す。内訳では以下のように記されている。

(税収下賜関連文書6)

「毎年アルヴァナク地方の税 (mālyāt) から取得せよ…五九〇トマン九三五〇ディーナール」

(税収下賜関連文書9)

「毎年シャベスタルとタスージュの税 (mālyāt) から取得せよ…五四一トマン五五〇〇ディーナール」

税収下賜関連文書6の内訳では、「詳述した村々」からの税収を、「給付金に代えてのトゥール」と呼ぶのに対して、このアルヴァナクからの税収部分は、「トゥール」とは呼ばれていない。つまり厳密には、俸給の対象となっている経済的恩恵全体を「トゥール」として安易に一括りにしない方が妥当かもしれない。ただし、文書の本文の記述では区別が曖昧であるため、とりあえずこの点にはこれ以上踏み込まないことにしよう。

次に、税収下賜関連文書6、9では、「詳述した村々」と表現されている、自ら地税(文書6では「税」)取得するよう

(表3) 税収下賜関連文書に見られるトユールが下賜されている私有地一覧

税収下賜関連文書2 (1251年勅令控)

- ・アルヴァナク地方の私有地
スイース村、コンドル村、アミールザカリヤール村、ダルヴィーシュバッカー村、アリーアクバル枝村、ゼナール村、ペイゴムジャハーンハーノム村、マレクザード枝村、アハル村?、その他?
- ・バドゥースターン地方の私有地
ビールヴェルディー村、アブドルジャッパール村、ジーク枝村、シャーサヴァールルー枝村
- ・ヴァイダフル地方のエスフェンジャン村
- ・カラーモルク枝村の私有地
- ・ルードカート地方のアマンド村半分
- ・ウージャン地方のオグーラーバード村

税収下賜関連16 (ナーセロッドイーン・シャーによるトユール再下賜)

- ・タブリーズ[近郊]の村々
エスフェンジャン村、アルカラディース村、アマンド村、カラーモルク村
- ・アルヴァナクその他
スイース村、コンドル村、ダルヴィーシュバッカー村、シェンダーバード村、ティール村、オグーラーバード村、ビールヴェルディー村、サラブ地方のラズリック村、ギヤルムルード地方のキャヒーラーン村

に定められている村を具体的に示す。これらの村は、税収下賜関連文書1、2、3では「私有地 (amlak)」と表現されている。個々の村名とその村に課されている税額が詳述されている文書は、税収下賜関連文書2 (一二五一年勅令控)、3、14、16、18である⁽³⁵⁾。俸給・給付金額がとりわけ多い税収下賜関連文書14は例外とみなして除外する⁽³⁶⁾。モハンマド・シャー治世の初期に下された税収下賜関連文書2、3ではボユクの俸給額は八〇〇トマンであった。それが、ナーセロッドイーン・シャー即位後の一八四九年に発給された税収下賜関連文書16においては、ボユクの俸給額は二二五〇トマンに増加している。税収下賜関連文書2、3と文書16の間では、俸給額は増加していることは容易に理解できるが、一方で、俸給の代わりとなる税収下賜対象村は、どのように変化しているのだろうか。既出の税収下賜関連文書2 (一二五一年勅令控) に見られる村と、税収下賜関連文書16に見られる村を比較してみよう (表3)。

両文書を見る限り、税収下賜の対象となっている村にさほど大きな変化はない。また詳細に踏み込まないが、個々の村から徴収を許されている地税の額にもほとんど変化がない⁽³⁷⁾。ここで、ボユクが亡父から生前、死後に亘って取得した財産と照合してみたい。本稿の第一章第二節で既に「一二五一年勅令控」(税収下賜関連文書2)との照合を大まかに済ませているのだが、改めて検討しよう。以下、ボユク・ハーンが購入および父ファトフアリー・ベグからの贈与や相続によって、一八三七年までに取得した農村を示しておこう⁽³⁸⁾ (表4)。両文書

(表4) ボユク・ハーンが一八三七年までに取得していた農村 (d=ダング)

*** ボユク・ハーンがファトフアリー・ベグから贈与・相続によって取得した農村**

- ・タブリーズ近郊
エスフェンジャン村 (6d.)、アルカランディース (3d.)、アマンド村 (3.5d.)
カラーモルク・ファフロディーン・アフマド枝村 (2d.)
- ・アルヴァナク地方
スイース村 (3d.)、アミールザカリヤー村 (6d.)、マレクザード枝村 (6d.)
ベイグジェハーノム枝村とカーズィー・アブドッラティーフェ枝村(6d.)、
ズィーナーブ (ゼナーブ) 枝村 (3d.)
- ・バドゥースターン地方
ビールヴェルディー村 (3.25d.)、ジーク村 (3d.)、シヤースヴァールルー村 (3d.)、
イエンゲジェ枝村 (6d.)、バーダルケ枝村 (6d.)
- ・タブリーズ南
バーダームヤール村(3d.)、ガーヴカーン村(1d.)
- ・不明
アークディーザジュ村 (2/3 = 4d.)、サラールバード? 枝村 (半分)、
ガムチー村、フェルラク村 (2d.)、ディーザジェ・ゴラームアリー村 (4d.)

*** ボユク・ハーンが購入した農村**

ダルヴィーシュバッカー村 (6d.)、 (スイース村 (3d.): 長期賃貸借)

の内訳に共通して見られる村に下線を引いた。

この一覧をトユール対象地と照合すると、「シエンダーバード村、ティール村、ウージャン地方のオグラーバード村、サラープ地方のラーズリーク村、ギャルムルード地方のキャヒーラーン村」と、一八三六年の共有財産の分割に際して弟クーチエクに与えた「アブドルジャツパール村、コンドル村」を除くと、トユール対象地はボユクの保有下にあったことが認められる。弟にこの二村を与えたのは、税収下賜関連文書2 (一二五一年勅令控) の発給より後日にあたり、当該の税収下賜関連文書2が発給された時点では、ボユクの保有下にあった。したがって、当該文書においてはオグラーバード村など四村を除けば、トユール授与対象地は彼が保有する私有地と一致する。税収下賜関連文書16でも、シエンダーバード村等五村と弟に譲ったコンドル村の併せて六村を除く「トユール対象村」は、みなボユクの私有地でもあった。ただし、私有地のなかにはトユール対象となっていない村もあることに留意する必要がある。

加えて興味深いことに、拙著でも取り上げた「ファトフアリー2世の財産目録」⁽³⁹⁾の「私有地も有するトユール対象村」という項目に、オグラーバード村とラーズリーク村が確認できる。⁽⁴⁰⁾つまりこれら二村は、少なくとも約半世紀に亘ってナジャフコリー・ハーン家のトユールとして

代々引き継がれ、地税の徴収を許可されたことになっているのである。この二村のほかに、財産目録のトユール対象村の項目に「アルカランディース村、エスフェンジャン村、ズイーナーブ村」も挙げられており、税収下賜関連文書1と2にそれぞれ二つずつ見出せる。こうした傾向が他のトユール保有者のトユール対象地にも見られたなら、保有者とトユール対象地との結びつきが強まり、私有地との区別が曖昧になったとしても納得できる。しかし、所有する私有地以外に付与されたトユール対象地は、容易に変更されることもありえた点には留意しなければならない。⁴¹

以上の考察から、トユールの対象とされた農村の約半数が、ボユクが保有する私有地であり、さらにトユール対象地が固定化している点を指摘することができる。ただし、私有地の全てがトユール対象地となったわけではない。ボユクはより多くの財産を有していたためである。つまり、全私有地≠トユール対象地という構造にはないことには注意しなければならない。

第二節「不入」の権利

モハンマド・シャー治世末期以降（税収下賜関連文書14以降）、ナジャフコリー・ハーン家に与えられていたトユール対象地に権限上の変化が発生したと考えられる。すなわちその時期以降、官吏・徴税吏の干渉・関与を制限する権利、いわゆる「不入」の権利を得たのである。

トユールとしての税収下賜には、当初から自身で徴税する権利が確認できる（一二五一勅令控すなわち税収下賜関連文書2）。税収下賜関連文書14に先行する文書に見られる表現としては、「徴収し」や「取得し」というように、自身で徴収する権利が与えられているに過ぎなかった。税収下賜関連文書3（一八三六年六／七月付）においては、「何人も干渉や占有してはならず（ahadi dakhil va isarraf-na-karde）」という語句が文書の末尾に見られ、自身による徴収権を超えて、第三者の関与を拒む権利を有した可能性を見出せる。税収下賜関連文書14（一八四八年三／四月発給）に、より具体的に、

手形振出 (havale) の禁止・停止が指示されており、この文書以降は類出する (税収下賜関連文書 14、16、18)。以下では、該当する税収下賜関連文書 14、16、18 から、こうした他者の関与を制限する表現の箇所を引用し、その文言の意味を説明する。そこから、ボユクのトユール対象地に、事実上の「不入」の権利 (徴税のための立入禁止) が付与されたいう解釈を導き出した¹⁴⁾。

(税収下賜関連文書 14) 一八四八年三／四月 (二二六四年ラビーⅡ月) 付

記述された土地の知事・徴税吏たちは、今年より、頭髮一本でも「同地の税収の」手形を振り出してはならず (havale na-ranāyand)、かの御方に属する当該地域に関して、誤って命令書 (mansūr va hukmī) が荣誉ある御前から発給されたとしても、決して何人も受け取ってはならない。

(税収下賜関連文書 16) 一八四九年三／四月 (二二六五年ジョマーデーⅠ月) 付

アゼルバイジャンの徴税吏 (mobasherin) は決してその地に干渉せず (modakhele be anha na-karde)、「税収の」手形を振り出したり、「税収を」割り付けたりしてはならない (havale va etlaq na-ranāyad)。

(税収下賜関連文書 18) 一八五三年二／三月 (二二六九年ジョマーデーⅠ月) 付

アルヴァナク、アンザーブ、ギャルムルード、ハーノムルード、タブリーズの知事・徴税吏たちは、文書中詳述した村々を前記の御方のトユールに移管されたものと認識し、手形振出を停止し、税の余剰分 (ezāle-ye māliyat) を直接 (dash) 請求し受領せよ。

まず3通に共通しているのは、「手形振出の禁止・停止」である。これは「第三者の給付金・俸給」を (一部でも) ボユクのトユール対象地の税収に設定しないことを意味する。つまり、ボユクがトユール対象地に対して持っていた権利が強化されたことを示すのである。トユールとして与えられる俸給以上の残金等は、ボユクが政府に直接支払う仕組みになっていた。税収下賜関連文書 14 以前に発給された税収下賜関連文書 9 (一八四〇年二／三月付) においては、上記のよ

うな手形振出停止の表現は見られない。税収下賜関連文書14においては、手形振出停止・禁止に留まるが、税収下賜関連文書16には、村々への「不入」の指示も盛り込まれており、より具体的にトユール対象地への排他的な権利が強化されたことを物語っている。

ここで注目したいのは、税収下賜関連文書18において、(徴税吏に宛てて)「税の余剰分を直接請求し受領せよ」と記されている点である。つまり、トユールの対象とされている農村等の税額が俸給・給付金額より多い場合、その差額は、トユール保有者自身から行政府に直接支払われることを意味する。それは同時に、余剰分を徴収するために徴税吏らが当該トユール対象地に立ち入ることを制限することにほかならない。

こうした税務に関する手続きの変化は、実はスィヤーク体で書かれた内訳を分析することで具体的に把握することができる。確かにトユール保有者が余剰分を直接政庁に支払うことになっている。税収下賜関連文書14、16、18の内訳の末尾を確認すると、以下の文言があり、税収下賜関連文書16、18には、具体的な金額・現物額が記入されているのである。

(税収下賜関連文書14)

毎年政庁に支払わねばならない (mi-bāyad har sale be-divān be-dehad) : 空白⁽⁴³⁾

(税収下賜関連文書16)

毎年政庁に支払わねばならない・現金一八〇トマン一八〇〇ディーナール

現物穀物四六ハルヴァール六五マン藁五〇ハルヴァール

(税収下賜関連文書18)

政庁に支払わねばならない・四四七トマン一七八ディーナール

この「政庁に支払わねばならない」額は、トユール対象地などからの税収総額と実際のボユクらの俸給額を差し引いた余剰分にあたる。これによってトユール対象地からの税収額が俸給より多い場合は、保有者であるボユクは政庁に対して

直接差額（余剰分）を支払う義務を負っていたことが裏付けられる。また、税収下賜関連文書14の内訳を観察すると、既にこの時点では、ボユクが余剰分を直接政庁に支払う仕組みになっていた。もちろん、これ以前の税収下賜関連文書の内訳には、こうした文言や計算は一切ない。このようにスィヤークで記された内訳を分析すると、多様な解釈を可能とする勅令や命令書の本文の意味を正しく把握できると同時に、本文内容を補完することができるのである。筆者は、「干渉せず」という文言がなくても、トユール対象地に対する手形振出の禁止と、トユール保有者が余剰分を直接支払う仕組みが成立したことをもって、すなわち本事例では一八四八年の税収下賜関連文書14発給以降、ナジャフコリー・ハーン家のトユール対象地に「不入」の権利が付与されたと解釈したい。

ナジャフコリー・ハーン家の事例で確認できる範囲に限れば、こうした「不入」の権利が付与されたのは、モハンマド・シャー治世末期に遡る。ただし、カージャール朝期において、「不入」の権利の付与はそれ以前にも見られる。たとえばソトゥーデが紹介する一八二四年一〇／十一月（一二二九年ズィーカアデ月）付のマーザンダラーン総督モハンマドコリー・ミールザーの命令書において、「臨時税（*avarezat*）、通行税（*saderyat*）、税（*maliyat*）、その他に関して、政庁が手形振出を免除し」という徴税業務の全面的移管、すなわち土地への「不入」の権利の付与を示唆する表現がみられる⁽⁴⁴⁾。ただし、この文書には内訳は記されず、本文のみであるため、具体的な税制上の仕組みは不明である。

命令書・勅令の文書本文で、「手形を振り出してはならない」という文言があり、内訳において「政庁に支払わねばならない」に類する文言がある文書は、筆者の調査の範囲では、モハンマド・シャー治世前半には既に見られる。たとえばファラーサティーが紹介する一八三九年三／四月（一二五五年モハッラム月）付の勅令において、その内訳に「毎年至高なる政庁に支払わねばならない…六六トマン六六〇〇デイナー」という記述がある⁽⁴⁵⁾。つまり一八三九年の時点で、「不入」の権利が付与される事例もあつたのである。なおこの不入に類似した権利は、カージャール朝以前のサファヴィー朝期にも見られる⁽⁴⁶⁾。つまり、「不入」の特権はカージャール朝に新たに成立した特権とは言えない⁽⁴⁷⁾。ナジャフコリー・

(表5) ファトフアリー2世に下されたトユール対象地 (税収下賜関連文書18より)

・**タブリーズ近郊**

アルカランディース村、カラーモルク村、アマンド村、エスフェンジャン村

・**アルヴァナク地方とその他**

スイース村 (コンドル村、アリーアクパル枝村除く)、ダルヴィーシュパッカー村、ヘリース村、ノウジェデフ村、ウージャン地方のオグラーバード村、ハーノムルード地方のビールヴェルディー村、サラブ地方のラズリーク、ギヤルムルード地方のキャヒーラーン

ハーン家に「不入」の権利が下賜されたのは、トユール (または広く徴税権) を下賜されてから時間を経ていた。したがってこの「不入」の特権は、少なくともモハンマド・シャー期において、トユール対象地に一律に付与されたわけではなかったことは確かである。

税収下賜関連文書14と比較すると、税収下賜関連文書16、18においては、「不入」となったトユール対象地の税務手続きが簡素化され、トユール保有者であるボユク (とファトフアリー2世) の対象地への権利がより明確化したことがうかがえる。具体的には、各農村に対する歩兵と砲兵 (Sartab va tüpehi) への負担金の有無である。税収下賜関連文書14には、個々の村に対して、歩兵と砲兵に対する負担が課されていた (税収の現金分の約一割か一割半⁴⁸)。それに対して税収下賜関連文書16においては、こうした負担がほぼ免除されている。ナーセロツディーン・シャー期になり、ボユクの俸給額は減少したものの、「不入」の権利がより貫徹されるようになったことが推察されるのである。

ボユク・ハーンからファトフアリー2世への世代交代に伴う俸給の世襲に伴い、その額は約二五〇〇トマンから約一五〇〇トマンに減少していた。⁴⁹ 一方で、トユール対象地域にどのような変化が見られたのであろうか。税収下賜関連文書18に見られるトユール対象地を提示し、ボユクの生前に与えられていたそれと対比させてみよう (表5)。

税収下賜関連文書16のトユール対象地と対比させると、税収額が多かったシェンダーバード村とティール村が除外され、代わりにヘリース村が編入されている。一方、ファトフアリー2世が有する私有地に設定されていたトユールの対象地には、ほとんど変化がなく、固定化されているのである。

税収下賜関連文書18はファトフアリー2世に宛てられたものであり、彼のトユール対象地にも「不入」の権利が設定されていた。つまり、トユール対象地に一旦設定された「不入」の権利は、世代を超えて継続しているのである。こうした点を斟酌すると、トユールは税収の下賜であるため、世襲や君主の交代が俸給の増減を左右する一方で、「不入」の権利は一旦トユール保有者の私有地に設定されると、世襲や君主交代とは関係なく継続したと考えられる。俸給額が村々に課されている規定の税収より少ない場合、その余剰分を政府に支払う義務は発生するが、「不入」の権利とその対象地域の範囲に変化はなかったのである。トユールの世襲という現象を考える場合、この「不入」の権利の継続性が、トユールという恩寵の継続性を担保していたと言い換えることができるだろう。

おわりに

ここまでの考察から、ナジャフコリー・ハーン家の事例では、トユール対象地の多くは自身の私有地であること、また伝世文書から読み解ける限りでは、トユール対象地の中核部分は固定化していたことが分かった。ただし、ボユクの事例では、トユールは彼の有する私有地の一部に付与・設定されたにすぎず、税収下賜の対象となっていない私有地も存在したことに留意する必要がある。さらに、モハンマド・シャヤーの治世の末期に、この家のトユール対象地に「不入」の権利が付与されたことを、税収下賜関連文書本文の記述から見出し、また税務の内訳からも裏付けることができた。このナジャフコリー・ハーン家の事例を敷衍すると、トユールという言葉で表され、王朝によって付与される経済的恩恵の実態は、「一定額の税収下賜」という基本的要素の上に、個別に時々の状況に応じて、さらに随意の権利が付与されたことが読み取れる。「不入」の権利にしても、トユール保有者に画一的に付与されたわけではなかった。ラムトンも指摘している通り、こうした「多様性」がトユールの特徴であり、様々な経済的恩恵、税務上の特権の付与が包括的にトユールと呼

ばれていたに過ぎない⁵⁰⁾。そのなかで特に注目すべき点とは、「トユールの世襲」が、俸給等の金額の継続ではなく、私有地に設定された「不入」の権利の継続に支えられていることであろう（「不入」の権利を得ていたことが前提となるが）。このことは、トユール保有者である有力者が、「不入」の対象となつていいる私有地を、可能な限り自己の所有下・保有下に確保しようとする動機にもなつたはずである。一八七五年ファトフアリー2世が死去し、彼の相続に際し、遺言指定管財人であるメフルジャ・ハーンが、「私有地も有するトユール対象地」を故人の後継者であるホセインコリー・ハーンに分配したことも、こうした志向の証左となろう。

本稿の事例をもとに考えを深めれば、中央政権からトユール下賜に伴う不入の権利を得ている私有地を保有し続けようとする動機を推定できる。つまり土地行政（トユール下賜）と有力者による私有地保有の継続に関連性を読み取ることができるのである。実際にモハンマド・シャー期一八三〇年代に見られたトユール対象村がファトフアリー2世死去（一八七五年）の後まで継承されていたことは、このことを如実に示している。

付言すると、拙著で考察した一二九三年子年帳簿（ホセインコリー・ハーン・ベグラルベギ閣下の課税された村々に関する子年の税収支見積帳簿 [Asnad-e-Melli: 2960-12334]）や一三〇七年寅年帳簿（ホセインコリー・ハーン・ベグラルベギ閣下の課税された私有地の寅年の税収支決算帳簿 [Asnad-e-Melli: 2960-10304]）を見ると、「不入」の権利がボユクの孫にあたるホセインコリーの私有地のほぼ全体に拡大していたことを推定できる。つまり、行政府は私有地の徴税業務をその保有者に委ね、徴税請負を実施していたと考えられるのである。この問題については、今後検討すべき課題としたい。

〔附記〕本研究は科研費（一九H〇五〇三二）の助成を受けたものである。

(表1) 税収下賜関連文書

ボユク・ハーンおよびファトフアリー2世に対するトユール・税収下賜関連文書		
no. 1	1245. Zi qa' de (1830.4/5) カフラマーン・ミールザーの命令書 ボユク・ハーン宛 ・皇太子アッパース・ミールザーの命令にもとづき、1500トマンはボユクおよびその縁者への給付金であり、自身の私有地および別の命令書で定められた他の場所の地税が、ボユクに取得されるように。(文書中に内訳の詳細あり)。 ・ボユクはこの命令書に則って、当年寅年以降、自身の私有地の地税を自身および縁者の給付金として徴収するように命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-11336
no. 2	1251. Shawvāl (1836.1/2) モハンマド・シャーの勅令 ナーセロッディーン・ミールザー宛?ボユク・ハーン宛? ・ボユク・ハーンに対して、400トマンであった俸給に400トマンを増加し800トマンとする。 ・トユールを授与された自身が保有する私有地の地税から受領し、費用に充て、奉仕に努めるように命じる。そして、私有地の政庁への税の残余を、自身の妻で我が妹〔メフルジャハーン〕の給付金として支出するように命じる。 ・ナーセロッディーン・ミールザーに、文書中に記された土地を、ボユクのトユールとみなすように命じる。	Ketābhāne-ye Mellī: 10246
no. 3	1252. Rabī' I (1836.6/7) カフラマーン・ミールザーの命令書 ボユク・ハーン宛 ・勅令により、ボユク・ハーンに対し、800トマンの俸給が、彼の私有地への地税の正税と付加税から勘定され拠出され、また税の残額は給付金として彼の妻に与えられることとなった。 ・前年未年以降、彼の土地からの地税は彼の妻への俸給と心付けとして送付され、費用に充てるように命じる。 ・何人も、侵害や占拠をしてはならない。その土地の収益を自身で徴収し、私有地の繁栄に努めよ。	Asnād-e Mellī: 2960-11336
no. 4	1252. Rabī' II (1836.7/8) モハンマド・シャーの勅令 ボユク宛?カフラマーン・ミールザー宛? ・以前からの決定に従い、アゼルバイジャンの税収のうち800トマンをボユクの俸給として与えていたが、当年申年以後、200トマンを増加する。タブリーズの税収より、前述の額(200トマン)を取得するように。 ・アゼルバイジャン総督カフラマーン・ミールザーに、タブリーズの税収から彼に対して支払うように命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-12510
no. 5	1254. Rabī' II (1838.6/7) カフラマーン・ミールザーの命令書 ボユク・ハーン宛 1000トマンをボユク・ハーンの以前の俸給と給付金に増加する。	Asnād-e Mellī: 2960-11336
no. 6	1255 Jomādi I (1839.7/8) モハンマド・シャーの勅令 ボユク宛?カフラマーン・ミールザー宛? ・ボユク・ハーンの俸給を500トマン増加する(以前は2000トマン)。 従って、毎年、2500トマンを俸給としてアゼルバイジャン州の税収より取得し奉仕するように ・カフラマーン・ミールザーは前記の額を、詳述した村々とアルヴァナク地方の税収から前記のお方に送付し、支出に充てるように命じる ・内訳において、「給付金に代えてのトユール」と記される。	Asnād-e Mellī: 2960-11357
no. 7	1255 Jomādi I (1839.7/8) カフラマーン・ミールザーの命令書 メフルジャハーン・ハーン宛?ボユク・ハーン宛? ・モハンマド・シャーの命令に従い、王妹であるボユク夫人にアルヴァナク地方のハリルー村に加えて、彼女が所有し同村に隣接するディーザジェ・デベリーヒー?村を、彼女の給付金として下賜する。 ・当年亥年以後、前記2村の地税を、1000トマンの給付金に代えてトユールとして下賜する(トユールから1000トマンの税収)	Asnād-e Mellī: 2960-11363
no. 8	1255. Zi hejje (1840.2/3) カフラマーン・ミールザーの命令書 メフルジャハーン・ハーン宛?ボユク・ハーン宛? ・王の妹であるボユク・ハーン夫人に対して、ハリルー村に加えて、自身の私有地であるディーザジェ・デベリーヒー?村から彼女が徴税したものを、1000トマンの給付金の代わりに下賜する。(つまり2村の税収下賜) ・当年亥年以後、二村の地税とその他の至高なる政庁への税を取得するように。2村ともメフルジャハーンの配下の占有下にあるため、同村の税収を自身の費用に充てるように。給付金の不足分は、文書中に記した通りに、他の地域(=税源mahall)から取得するように。 ・上記2村は、トユールとしてかの御方(メフルジャハーン)に下賜したので、徴税吏・政府役人は対象2村に干渉してはならぬと命じる。(文書7/Asnād-e Mellī: 2960-11363 2960-11363の内容再通告)	Asnād-e Mellī: 2960-12519
no. 9	1255. Zi hejje (1840.2/3) カフラマーン・ミールザーの命令書 ボユク・ハーン宛か? ・同1255年Jomādi Iの勅令(文書6 2960-11357)の内容を、当該命令書でも伝える。 ・勅令と同様に、2000トマンの俸給に500トマンを増加し、詳述した村々の地税とアルヴァナク地方のシャベスタルとタスージュの税から取得することを命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-12513
no. 10	1257. Safār (1841.3/4) モハンマド・シャーの勅令 カフラマーン・ミールザー宛 ・当年寅年以降、ボユク・ハーンに対して、彼の10, 15のトユールdah pānzād toyūlāt? (954トマン5325ディーナール)の余剰分を、その息子、ファトフアリー・ハーンの俸給として与えるので、彼はこれを日々の費用に充て、奉仕に励むよう命じる。 ・カフラマーン・ミールザーは、決してアゼルバイジャンの政庁の徴税官が請求せず、彼に対する10, 15の徴税請負として執行し、勘定するように命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-12315

no. 11	1257. Jomādi I (1841.6/7) ボユク・ハーン宛か？ 文書の内容	カブラマーン・ミールザーの命令書 ・勅令により、ナジャフコリー・ハーンにタブリーズの同業者組合に対する徴税任務を委任する。1000トマンを部屋の支出（日々の支出の意？）のために定める。	Asnād-e Mellī: 2960-11344
no. 12	1260. Jomādi I (1844.5/6) バフマン・ミールザー宛 文書の内容	モハンマド・シャーの命令書翰 ・ディーザジェ・ハリール村は妹であるボユク・ハーンの妻のトユールとして下賜していたが、誤って発給された命令書のために、前記のトユールに関して騒動が起き、侵害されている。 ・弟バフマン・ミールザーに、誰も彼女のトユールを侵害することのないように命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-12509
no. 13	1262. Šafār (1846.1/2) メフルジャハーン・ハーン宛か？ 文書の内容	バフマン・ミールザーの命令書 ・翌年午年（1846.3.21以降）から、ナジャフコリー・ハーンの妻である我が妹に、市内の反物屋の税を、ハリール村（元々彼女のトユールであった）の代わりに下賜する。同所の税を、分割で受け取るように（内訳によると年額816トマン）。 ・前述の反物屋を我が妹のトユールとして定め、誤らないように書記らに通達する。	Asnād-e Mellī: 2960-10473
no. 14	1264. Rabi' II (1848.3/4) ボユク・ハーン宛 文書の内容	ナーセロディーン・ミールザーの命令書 ・文書中に示した地域は以前よりボユクの占有下にあり、内訳通りに政府の徴税を有する。以前同様にこの地域を、ボユクのトユールとして下賜した。常に彼の配下の占有下にあつて、同地の収益を取得し、自身の費用に充てるように命ずる。 ・当該地域の知事や徴税吏に、決して同地から手形を替り出さず、また誤って命令書等が発給されたとしても、誰も受け取ってはならないと命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-11341
no. 15	1264. Jomādi I (1848.4/5) メフルジャハーン・ハーン宛か？ 文書の内容	ナーセロディーン・ミールザーの命令書 ・勅令にもとづき、文書中に示した地（シェンダーバード村）の収益を徴税として取得し、自身への給付金とする。 ・内訳では、シェンダーバード村の税1000トマンの内、712トマン5000ディーナールをトユールとして受領することに（収益から50トマンを減額し、雑税として19トマンを付加。それから、250トマンを兵士と砲兵に充て、また、アーカー・サイエド・ハサンが6.5トマンを年金？当てるため差し引かれる）	Asnād-e Mellī: 2960-11341
no. 16	1265. Jomādi I (1849.3/4) ボユク・ハーン宛か？ 文書の内容	ナーセロディーン・シャーの勅令 ・ボユク・ハーンは父祖代々、長年に亘つて王朝に奉仕してきた。その奉仕に報いて、当年酉年(1265年/1849.3.21日以降)より、彼の俸給に代えて、文書中記されている土地を下賜するので、その土地に対する政府の税と地税を取得し、費用に充てることを命じる。 ・アゼルバイジャン総督のマレクカーセム・ミールザーに対して、上記の村々をハーン殿への俸給の代わりとして定めたこと了解して、アゼルバイジャンの徴税吏は決してその地に干渉してはならず、[徴収の]手形を振り出したり、[徴収を]割り付けたりしてはならないと命じる。 ・表高：2950トマン；内訳ボユク本人2250トマン/その妻である我がおほ 700トマン（文書中に詳しい内訳があり、その冒頭「タブリーズ [近郊]とその他の地方の農村からなるトユール」とある。）	Asnād-e Mellī: 2960-11308
no. 17	1268. Jomādi I (1852.2/3) ファトフアリー・ハーン（ファトフアリー2世）宛 文書の内容	ナーセロディーン・シャーの勅令 ・長年に亘つて王朝に貢献してきたボユク・ハーンが最近死去したことを聞き、彼の長年の奉仕に報いるため、息子ファトフアリー・ハーンに恩寵を授ける。 ・翌年子年の一日より（つまり1852.3.21日以降）、故人が委ねられていたアルヴァナク・アンザープ地方の知事職を授け、故ハーンに与えていた俸給を下賜する。 ・アゼルバイジャンの総督であるハムゼ・ミールザー・ヘシュマトドウレに、彼を同地方の知事と認識し、上記の通り俸給を定めるように命じる。 ・内訳にある俸給額は1500 - 180（雑税）=1320トマン	Asnād-e Mellī: 2960-11353
no. 18	1269. Jomādi I (1853.2/3) ファトフアリー・ハーン（ファトフアリー2世）宛 文書の内容	ハムゼ・ミールザー・ヘシュマトドウレの命令書 ・勅令により、ファトフアリー・ハーンに俸給として1500トマンが定められた。政府への徴収が記されている文書中で詳述されている村々を、俸給に代えてトユールとして下賜する。 ・当年卯年以後、文書中に示された諸農村をトユールとしてファトフアリー・ハーンに下賜したので、彼は毎年、その地の徴収を受領し費用に充て、また付加分については国庫に納めるように命じる。 ・アルヴァナク、アンザープ、ギアルムルード、ハーンムルード、タブリーズの徴税吏は、文書中詳述した村々を、前記ファトフアリー・ハーンのトユールに移管されたものと認識し、手形の振出を停止し、税の余剰分を直接要求し、受領するように命じる。	Asnād-e Mellī: 2960-11332

註

(1) 阿部尚史『イスラーム法と家産——一九世紀イラン在地社会における家・相続・女性』中央公論新社、二〇二〇年。

(2) サファヴィー朝勃興期の王朝権力と地方社会有力者の関係を考察した研究としては、Jean Aubin, "Études safavides. I: Šāh Ismā'īl et les notables de l'Iraq persan," *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 2, pp. 37-80, 1959や羽田正「フーザーニー家の人々——東方イスラム世界における一家家の歴史」『史学雑誌』第九六編第一号、一九八七年、三七—六七頁が代表的である。また一八、一九世紀については、ヴェルナーと近藤の一連の研究 (Christoph Werner, *An Iranian Town in Transition: A Social and Economic History of the Elites in Tabriz, 1747-1848*, Wiesbaden: Harrassowitz, 2000; 近藤信彰「ヤズドのモハンマド・タギー・ハーンとその一族——一八・一九世紀イランの地方有力者の実像」『史学雑誌』第一〇二編第一号、一九九三年、一—三六頁、同「キジルバシユのその後——一七—一九世紀オルミーエ地方のアフシヤール部」『東洋文化研究所紀要』第二二九冊、一九九六年、一二—一七六頁、同「ハーッジー・エブラーヒームと一七九一年政変」『オリエント』第四一巻第一号、一九九八年、一二五—一四〇頁) によって、諸王朝の交代とカージャー朝政権の確立に対する在地有力者の反応・適応や彼らの没落が

描写されている。ほかに山口は、サファヴィー朝前期のクルド系有力者と中央政府との関係を論じており、所領の安堵、官職叙任や辺境防衛の委託について言及している (山口昭彦「シャー・タフマースプの対クルド政策」『上智アジア学』第二五号、二〇〇七年、九八—一〇四頁)。そのなかで特に興味深い論点として、クルドの有力者子弟が宮廷で養育された事例を紹介し、王朝に対する忠誠心や家臣の間での同朋意識を植え付ける意図があったと論じている (山口「シャー・タフマースプの対クルド政策」九九—一〇〇頁)。

(3) たとえば羽田は、一六世紀初頭サファヴィー朝のシャー・エスマーイーラー一世がエスファハーンに入城した際に、臣従したフーザーニー家に土地を下賜した事例を取り上げ、それが実際は土地権益の再確認であったと指摘している (羽田「フーザーニー家の人々」四七頁)。ただし利用した史料の性格のため、大土地所有の実態を示すことの難しさを述べている (羽田「フーザーニー家の人々」六二頁)。恩寵下賜とは異なるが、近藤は一八世紀末から一九世紀のオルミーエの事例で、アフシヤール部族の有力者が中央政府と税に関し交渉していたことに言及している (近藤「キジルバシユのその後」一三七、一三九頁)。

(4) Ann K.S. Lambton, "Land Tenure and Land Revenue Administration in the Nineteenth Century," in *Qajar Persia*, Ann K.S. Lambton, Austin: University of Texas Press, 1988, p. 74.

(5) 日本語におけるイクター制に関する代表的研究として、佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会——イクター制の研究』山川出版社、一九八六年、五十嵐大介『中世イスラム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究』刀水書房、二〇一一年、熊倉和歌子『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』東京大学出版会、二〇一九年など。オスマン帝国のティモール制については、三沢伸生『ティモール制』研究の展開』『西南アジア研究』第六八四号、二〇〇六年、七八—九三頁に詳しく。

(6) Ann K.S. Lambton, "The Case of Hājji Nūr al-Dīn, 1823-47: A Study in Land Tenure," *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 30 (1), 1967, pp. 54-72; idem, *Landlord and Peasant in Persia: A Study of Land Tenure and Land Revenue Administration*, London and New York, 2nd ed. 1969 (First published in 1953; アン・K・S・ラムトン、岡崎正孝訳『ペルシアの地主と農民——土地保有と地税行政の研究』岩波書店、一九七六年); idem, "Land Tenure and Land Revenue Administration." ただし、ラムトンの見解が通説としてイラン史研究者全般に共有されているとまでは言えない。たとえば、シェイホルエスラーミーはトウルを「王領地に課される税の徴収権」とみなしている (A. Reza Sheikholeslami, *The Structure of Central Authority in Qajar Iran 1871-1896*, Atlanta: Scholars Press, 1997, p. 140)。私見ではトウルが設定される不動産（農村や店舗）は多岐に

わたるため、王領地に限定した土地制度と理解するのは妥当ではない。

(7) サファヴィー朝成立によって、シリア派のジャアファリー派法学において、土地所有権とハラージュ徴収をめぐって活発に議論が交わされた。有力法学者の学説において、土地の所有権は理論上、第一二代イマームに属することになっているが、彼の幽隠中は人々は広く不動産の占有権を有し、その占有権を自由に売買できることになっていた (Lambton, "Land Tenure and Land Revenue Administration," pp. 36-37)。この占有権は実質的には所有権と読み替えることが出来るだろう。

(8) Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, p. 139.

(9) Lambton, "Land Tenure and Land Revenue Administration," p. 66.

(10) Lambton, "The Case of Hājji Nūr al-Dīn,"

(11) Lambton, "The Case of Hājji Nūr al-Dīn," p. 71.

(12) Werner, *An Iranian Town in Transition*, pp. 243-249. ウェルナーは、法学者がトウルなどの経済的な恩恵を中央政府から得ていたことを彼らの王朝への依存とみなせるか、という議論の妥当性を検証するためにこの問題に言及している。

(13) Werner, *An Iranian Town in Transition*, p. 249. またヴェルナーは、トウルと年金 (mostamart) の違いについて、それぞれの会計部門における処理方法に由来する実務上の

差異にもとづく指摘している (Werner, *An Iranian Town in Transition*, p. 247)。

(14) たとえばトユールの世襲については、具体的な根拠が示されていなく (Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, p. 139)。

(15) 中世アラブ地域 (イラクとエジプト・シリアを中心に) のイクター制を詳細に論じた佐藤は、都市を中心にして広く農村・遊牧民の役割も有機的に組み込んでイクター制下の地方社会を論じる意義を指摘している (佐藤『中世イスラム国家』一三頁)。

(16) ヴェルナーの研究では、タブリーズのカーディーであるタバータバイー家の事例で、トユールの分割相続が言及されている。ヴェルナーは二通の文書を分析したにとどまり、二通目における再度の下賜の理由は判然としないと述べている (Werner, *An Iranian Town in Transition*, pp. 244-246)。トユールの額の変化や継承については、さらに連続した推移や環境の変化も併せて理解する必要がうかがえる。マムルーク朝期エジプトのイクター制の事例では、イクターは基本的に個人に下されるものである一方で、下賜された人物の子孫に相続 (共同相続も含む) されるが多かったという (熊倉和歌子『中世エジプトの土地制度』一四七―一五五頁)。

(17) ボユク・ハーンの後継者はファトファアリー・ハーンである。ボユクは意図して自身の父 (ファトファアリー・ベ

グ) の名前を与えた (Nāder Mirzā, *Tārīkh va Soḡhrāfiyye Dār al-Salṭaneyye Tabriz*, ed. Gh. Tabātabā'i Majid, *Tabriz: Entesharāt-e Soutde*, 1373sh/1994, p. 232)。混同を防ぐため本稿では、この人物を「ファトファアリー2世」と記す。

(18) 一連の文書を見ると、勅令が発給され、それに基づき王子総督 (本稿の場合はアゼルバイジャン州総督 [sāheb-ekhūyār-e Āzarbayjān]) から命令書が発給される、という文書行政制度が整備されていたと推測される。個々の文書については、勅令の場合、文中の前半でまず趣旨を述べた後に、その趣旨を管轄地域の王子総督に向けて繰り返し通達する。最後に定型句として、官僚機構へ本文書内容を通達している。一方、州の王子総督発給文書の場合、勅令における州総督への通達部分は当然存在せず、末尾の定型句的な官僚機構への通達が見られるのみである。官僚機構への通達というのは、多くの場合は、書記や財務官たちに向けられているが、本稿で扱った勅令・命令文書には、徴税官や (下位の) 知事たち (*mobasherin va hokkam*) も対象となっている例もある。

(19) ラムトンはヌールッディーンの事例では、モハンマド・シャー期まではトユールという語が使われることはほとんどなかったと指摘している (Lambton, "The Case of Hājī Nur al-Dīn", p. 57)。俸給に代えつつの税収下賜の呼称が統一的な行政用語に置き換えられるようになることは、制度としての成熟を示す傍証となろう。

(20) スイヤーク体の財務数字をもとにしたイラン式帳簿術・簿記術は、イランに加えてオスマン帝国下の地域やインドのムスリム王朝下においても広く利用されていた。高松洋一「序」高松洋一（編著）『イラン式簿記術の発展と展開——イラン、マムルーク朝、オスマン朝下で作成された理論書と帳簿』共同利用・共同拠点イスラーム地域研究拠点東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室、二〇一一年、一—七頁参照。

(21) イランの財政史を研究したフロールによれば、サファヴィー朝期において、ハラージュ徴収を合法とする学説はシリア派法学者にも受け入れられていたものの、ハラージュ徴収は公式には行われなかった（Willem Floor, *A Fiscal History of Iran in the Safavid and Qajar Periods*, New York: Bibliotheca Persica Press, 1999, p. 128）。ラムトンの *Landlord and Peasant in Persia* にも「サファヴィー朝以降の箇所において、「ハラージュ」という語は見られないことから、古典的なイスラーム法に基づく税の原則は採用されていないことが類推される。また、私有地に課された十分の一税であるウシユルも、単独で用いられる語彙としては見られない。

(22) ラムトンは *motavajjehat* を正規の税額に付加して課される諸税と解釈している（Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, p. 457）。*motavajjehāt (motavajjeh)* には「本稿で取り上げた文書（一八四〇年代末頃まで）では、主とし

て私有地である農村に対して賦課された税を指しているで、地税と訳出した。文書によっては *motavajjehat* と *malīyat* を厳密に区分しないこともある（税取下賜関連文書 6、14）。なお文書によって、*motavajjehāt*（複数形）と *motavajjeh*（単数形）が使われているが、文脈などから判断しても両者に顕著な意味の差異を見いだすことはできない。

(23) フロールはカージャール朝期の税を一通り説明しているが（Floor, *A Fiscal History of Iran*, Chap. 9）、本稿で取り上げる文書では税目が実際に何に対応する税なのか判断できないほどに雑駁に書かれているため、同書の記述と対応させて理解することが難しい。文書や年代記において税の名前と実態が一一対応になっていない可能性もある。

(24) Lambton, “The Case of Hajjī Nur al-Dīn,” p. 57.

(25) シーラーズのシェイホルエスラームであるシェイフ・モハンマドアミン・タンマーミーは、既に第二代君主ファトフアリー・シャーより一八一九年にトゥールを与えられていた（Omid Rezaʿī, “Herte, Hamzāsīf va Peyvand-hā-ye Mahallī: ‘Avāmel-e Rīshe-davādan-e Selsele-ye Tammāmī dar Shīrāz-e Dowre-ye Qajāriye,” *Mojāle‘āt-e Tārkh-e Eslām* 3 (11), 1390sh/2011, p. 66）。

(26) Ketābkhāne-ye Mellī: 10246.

(27) Asnād-e Mellī: 2960-11336.

(28) 筆者の読みでは、私有地以外の合計額が「九トマン」

で、その内訳が、「タブリーズの生産物から一一五トマン八五〇〇ディーナール、アーカー・エブラーヒームの手形九三トマン一五〇〇ディーナール」で、すなわち二〇九トマンとなる。そもそも私有地以外の税合計額を九トマンと記していることに問題があり、解決困難である。また私有地以外の合計二〇九トマンを私有地からの税収と合わせても、総計一五〇〇トマンにはならない。スイヤークの読みからは無理なのだが、本来は合計「八〇九」であるのに八〇〇が抜けている可能性と、「タブリーズの生産物から」の値が一五トマンでなく、七一五トマンであった可能性を指摘しておきたい。

(29) *Ketabkhaneye Mellî: 10246*, この文書は、一九世紀によく見られる青くつやのある輸入紙（主としてロシアからの輸入）に書かれ、筆者の閲覧時（二〇〇五年）には冊子状に綴じられていた。

(30) 阿部『イスラーム法と家産』一三九頁。

(31) ラムトンはアルバービー地を、自ら耕作／経営する有力人物によって所有される土地と解釈している (*Lambton, Landlord and Peasant in Persia*, p. 146)。

(32) 内訳の冒頭にはボユクの名前（ナジャフコリー・ハーン・ベグラルベギ）のみが記載されているが、内訳のなかに反物屋の税収七四四トマンが計上されている。これは税収下賜関連文書13でメフルジャハーンに給付金として割り当てられた額（八一六トマン）と凡そ一致する。したがっ

て、税収下賜関連文書14には、ボユクの俸給に留まらず、メフルジャハーンの給付金も含まれていたことは間違いない。

(33) 規定では、ボユクの俸給は二五〇〇トマンであったが、内訳を見ると、そのうちの割にあたる二五〇トマンを雑税 (*osum*) として差し引かれている。メフルジャハーンに割り当てられた額としては、一〇〇〇トマンから雑税が引かれた残額の七〇〇トマンとされている。二人合計して二九五〇トマンとなる。

(34) もちろん、トゥールの世襲化にかかわる制度自体がナーセロツディーン・シャー期に大きく変化し、一九世紀後半以降には、後継者が父のトゥールをほぼそのまま受け継ぐ制度が一般化していた可能性は否定しえない。

(35) たとえば税収下賜関連文書6、9は、「アルヴァナク地方「トマン」というように地方ごとの合計額を示すに留まる。税収下賜関連文書17は名目額と差し引かれる雑税 (*osumat*) の額と実質額が示されるのみである。

(36) 第二章第一節で述べた通り、税収下賜関連文書14には、同業者組合からの税収など、タブリーズ市内の商業関連から上がる税が二三〇〇トマン余りに上り、全体の約半分を占めていた。これらは、税収下賜関連文書16にはほとんど見られず、例外的な側面が強いので、考察の対象としない。

(37) 税収下賜関連文書2より税収下賜関連文書16の俸給額

が多い理由は、メフルジャハーンのとユールであるシェン
ダーボード村の税収七五〇トマンと、新たにトユールとさ
れたラズリク村の税収四四〇トマンに加え、アルヴァ
ナク地方のティール村の税収から与えられる現金一二四五
トマン穀物五〇ハルヴァール、藁五〇ハルヴァール（第三
者への俸給、政庁への支払いなど差し引き四八八トマン五
七〇〇ディーナール）によるところが大きい。

(38) 阿部『イスラーム法と家産』一三九、一四〇頁。

(39) Asand'e-Melli: 2960-10015.

(40) 阿部『イスラーム法と家産』一五九頁。

(41) メフルジャハーンのとユールは、一八三九年七／八月
の時点でディーザジェ・ハリールとディーザジェ・デベ
リーヒー村に設定されていた（税収下賜関連文書7）。そ
の後、一八四六年一／二月にタブリーズ市内の反物屋の税
に移り（税収下賜関連文書13）、さらに一八四八年三／四
月には、シェンダーボード村の税に移った（税収下賜関連
文書15）。最初の移転の理由は、彼女以外にディーザジェ・
ハリール村の税を自身のとユールとして徴収しようと試
みた者があり、紛争となっていたためであった。シェン
ダーボード村への移転については特別な理由は記されてい
ない。ポユクのとユールについても、モハンマド・シャー
期末期に発給された税収下賜関連文書14に見られる物件と
ナーセロツディーン・シャー即位後に発給された税収下賜
関連文書16のそれを比較すると、税収下賜関連文書14の内

訳に計上されていた自身の私有地以外のトユール対象物件
のうち、商業施設に関わるものが、税収下賜関連文書16の
内訳ではほぼ見られなくなっている。ここから、自身の私
有地以外に付与されたトユール（俸給・給付金）対象物件
は、中央政府側によって容易に変更されたと推察でき
る。

(42) 徴税のための立入禁止の命令が下されたものの、実は
ポユクの保有する村から兵士を徴募するために地方官吏が
村々に立ち入ることがあった。そのためポユクは徴税上の
「不入」に加えて、全面的な不入の権利を求めて地方行政
府と争っていた。このことを示す史料として、「故アミ
ールキャビールの一連の書状およびその他のアミールたちの
書翰・命令書。命令書の一部は、ミールザー・タキー・
ハーンから発せられたもので、ベケラルベギ「＝ポユク」
の村から兵士を徴発しないことに関するものである」と何
者かに表書きされたファイル Asand'e-Melli: 2960-10447 が
イラン国立公文書館に所蔵されており、ファイルには計一
四通の文書がおさめられている。

(43) 税収下賜関連文書14では該当する額が未記入である。
そこで、内訳を細かく見たところ、実際に計上されている
税額を合計すると四二〇五トマン四七五〇ディーナールと
なり、ポユクとその他の者への俸給の総額（三七二九トマ
ン五〇〇〇ディーナール）より四七五トマン九七五〇
ディーナール多い。つまり、当該文書の内訳部分の作成者

は、この差額四七五トマン九七五〇ディナールを、「毎年政庁に支払わねばならない」という文言のあとに付け加える必要があった。

(44) Manūchehr Sotūde, *Az Āstārā ta Estarbad*, vol. 6, Tehrān: Anjomān-e Āthār va Marākhereh-Farhangī, 1377sh/1998, p. 115.

(45) 当該文書は、フアラールサテイーが編集した文書集の文書第七九番であり、Reza Farasātī (ed.), *Farmān-hā va Raqam-hā-ye Dowre-ye Qājār, Jeld-e avval: 1211-1264 qamarī*, Tehrān: Mo'assese-ye Motāle'āte-Tārkh-e Mo'āser-e Irān, 1372sh/1993, pp. 253-256 に翻刻されている。ただし、活字部分には文書の末尾が抜けているため、巻末に付された写真版を見る必要がある。さらに彼が紹介する文書第九八番一八四二年四／五月（二二五八年ラビー一）付のバフマン・ミールザー発給の命令書の内訳にも、余剰分の支払いを命じる記述が見られる（Farasātī, *Farmān-hā va Raqam-hā*, pp. 309-311）。

(46) サファヴィー朝における類似の土地制度としてソユルガルが有名である。一例としてアッバース一世（在位一五八七～一六二九年）がマシユハドのレザー廟にソユルガルを下賜する一〇〇七／一五九八年の勅令でも、ソユルガル設定地に不入を命令している（Robābe Mo'taqedī (ed.), *Gozīle-ye Asnād, Farmān-hā va Raqam-hā-ye Āstān-e Qods-e Razavī az Dowre-ye Safavī-ye tā Qājārīye*, Mashhad: Sāzmān-e Ketābkhāne-hā, Mūze-hā, va Markaz-e Asnād-e Āstān-e Qods-e

Razavī, 1387sh/2009, pp. 17-19)。

(47) 初期のイクター制を不入地と関連付けて理解する議論もある（佐藤『中世イスラム国家』三、二六頁）。

(48) 税取下賜関連文書14の内訳によると、たとえば、アルヴァナク地方の税の現金部分は四六五トマン六五〇〇ディナールであるのに対し、兵士・砲兵への負担は四八トマンとなっている。エスフェンジャン村の税収二二〇トマンに対して、負担は三六トマンとなっている。

(49) 本稿一二頁。

(50) Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, p. 139.

(51) 阿部『イスラーム法と家産』一六九～一七〇頁。（お茶の水女子大学助教）

